主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人らの弁護人清水賀一および被告人C本人の各上告趣意は、いずれも事実誤認、単なる法令違反の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない(なお、AことBの年令を知らなかつたことにつき、被告人Cに過失がなかつたとはいえないとした原判決の判断は相当である。)。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主 文のとおり決定する。

## 昭和四七年四月一三日

## 最高裁判所第一小法廷

_		盛		岸	裁判長裁判官
誠			田	岩	裁判官
郎	_	健	隅	大	裁判官
Ξ		益	林	藤	裁判官
Ξ		武	田	下	裁判官